

介護職員等特定処遇改善手当 支給要綱

令和元年 11 月 21 日制定 理事長決定

第 1 条 目的

介護職員等特定処遇改善手当（以下『手当』という。）の支給に関し、必要な事項を次のように定める。

第 2 条 支給対象職員

- ① 手当の支給対象職員（以下『対象職員』という。）は、特別養護老人ホーム花乃路、特別養護老人ホームあやめ苑、ベイサイドわかまつの介護職員とし、手当支給月（5 月）に在籍するものとする。
- ② 介護職員等特定処遇改善加算（以下『加算』という。）の算定年度（4 月～翌年 3 月）における在籍期間において合計所得が 4 4 0 万を超える収入が想定される職員については、支給の対象外とする。

第 3 条 支給額

対象職員に対するそれぞれの支給額は、（別紙 1・2）のとおりとする。

2. 別紙 1 の経験年数とは本法人における在籍期間とする。

第 4 条 支給日

手当の支給日は、加算算定年度の翌年 5 月の給与日とする。なお、本給与日は賃金規程に準ずる。

第 5 条 その他

- ① 施設長は、特別の事情がある場合、理事会に諮り、当該施設或いは事業所の介護職員特定処遇改善加算の申請をしないことができる。
- ② 本要綱及び手当の支給は、介護保険法の改正等により介護職員特定処遇改善加算が終了した時点で廃止する。

附則

この規程は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

(別紙1)

■介護職員特定処遇改善手当 支給基準 (区分別ポイント)

区分	対象職員 (※1)	経験年数 (※2)	資格 (※3)	職位ポイント	経験ポイント	資格ポイント	ポイント 合計
A	介護長	10年以上	介護福祉士	75	200	100	375
	介護主任	10年以上	介護福祉士	75	200	100	375
		5年以上	介護福祉士	75	100	100	275
	ユニットリーダー	10年以上	介護福祉士	75	200	100	375
		5年以上	介護福祉士	75	100	100	275
	小規模管理者 (※4)	10年以上	介護福祉士	75	200	100	375
		5年以上	介護福祉士	75	100	100	275
	介護職	10年以上	介護福祉士	0	200	100	300
5年以上		介護福祉士	0	100	100	200	
B	介護職	5年以上	実務・初任研修 その他	0	100	10	110
	ユニットリーダー	5年以下	介護福祉士	75	50	100	225
		5年以上	実務・初任研修 その他	75	100	10	185
		5年以下	実務・初任研修 その他	75	50	10	135
	小規模管理者 (※4)	5年以下	介護福祉士	75	50	100	225
			社会福祉主事 または福祉上級	75	50	30	155
	介護職	5年以下	介護福祉士	0	50	100	150
			社会福祉主事	0	50	20	70
			福祉上級資格	0	50	30	80
			実務者研修	0	50	10	60
			初任者・その他	0	50	5	55
資格なし			0	50	0	50	

- (※1) 対象職員については加算を算定する当該年度末(3月31日)に該当する役職にて評価する。
尚、各役職において、一時的な代理や見習い期間は正式な役職の対象としては取扱わない。
- (※2) 経験年数は当法人の在籍年数を評価するものとし、他法人の勤務経験を含めない。以前、当法人に所属し諸事情にて退職した職員で、再就職した場合については、原則として前職歴を経験年数には算入せず再就職後の在籍年数のみで評価する。
尚、経験年数の計算については、加算を算定する当該年度中(3月31日まで)の在籍年数とする。
- (※3) 資格については加算を算定する当該年度中(3月31日まで)に取得した資格を評価する。
- (※4) 小規模管理者とは、ベイサイドわかまつにおける各事業所(小規模多機能型居宅介護、住宅型有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護、通所介護)の管理者であって介護職の発令を受けている者とする。

(別紙2)

■介護職員特定処遇改善手当 計算方法

1. 区分 (A)

$$\text{介護職員特定処遇改善手当} = \frac{\text{原資総額} \times 2/3 - \text{(A) 定期昇給実績額}}{\text{区分 (A) 総ポイント}} \times \text{個人ポイント}$$

2. 区分 (B)

$$\text{介護職員特定処遇改善手当} = \frac{\text{原資総額} \times 1/3 - \text{(B) 定期昇給実績額}}{\text{区分 (B) 総ポイント}} \times \text{個人ポイント}$$